

ご存じですか?労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～

「北部現地あっせん」開始!

あっせん(話し合い)が福知山でもできるようになりました。

- 京都府労働委員会は、公平・中立の立場から、労働者個人や労働組合と使用者との間の労働トラブルを解決するための京都府の専門機関です。
- 解雇、雇止め、賃金未払、賃下げ、退職勧奨などの労働トラブルに直面されているときは、労働者、使用者どちらからでも、お気軽にご相談ください。

京都府労働委員会事務局(総務調整課)
TEL 075-414-5733 (FAX 075-414-5737) まで

労働委員会 「あっせん」の特徴



労働者の代表
(労働組合役員)

公益の代表
(大学教授、弁護士)

使用者の代表
(企業経営者)

労使どちらからでも申請できます。労働トラブルに詳しい
公労使3人のあっせん員が、粘り強く対応します。

あっせん員は、労使双方から別々にていねいに話をお聞きし、
双方納得のもとで解決案づくりをサポートします。

相手方の参加率が高く、7割以上が解決しています。

簡単、迅速、無料、秘密厳守で行われますので安心です。

労働トラブルあなたのセーフティネット
京都府労働委員会

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/>
または「京都府労働委員会」で検索



京都府労働委員会

検索